



(揖斐川町総合在宅介護支援センターからのお知らせ) 介護保険制度が大きく変わります ～ その①



○「自立支援」と「介護予防」

平成 12 年度に始まった介護保険サービスの内容が、平成 18 年度より制度内容が大きく変わり、新しい枠組みで再スタートすることとなります。

今回の制度改革の特徴は「自立支援」と「介護予防」の強化です。

つまり「介護予防」(できるかぎり要介護状態にならない、またたとえ要介護状態であったとしてもそれ以上の重度化を防ぐ)の取り組みをより一層重視し、それによって介護保険制度本来の目的である「自立支援」(利用者本人の意思に基づき、自立した質の高い生活を送ることができるように支援する)を力強く実現させていく、とするものです。

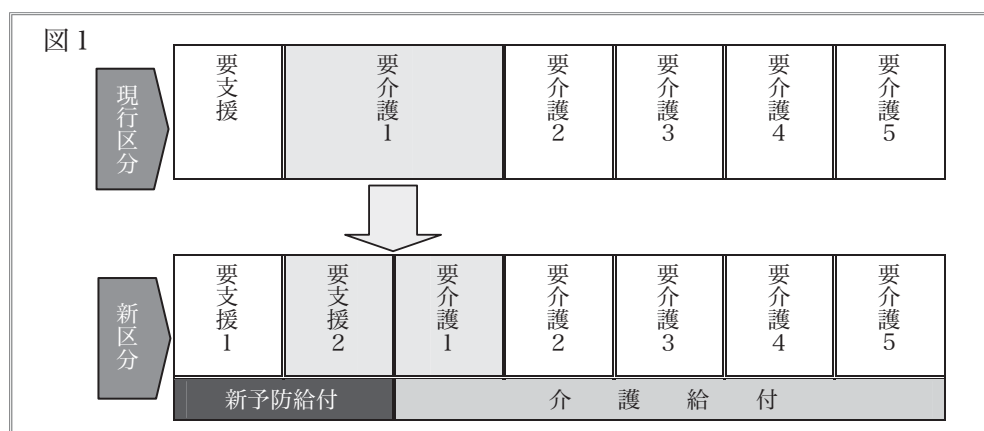
揖斐川町においても、本年 1 月より介護保険改正準備室を立ち上げました、現在制度改正に伴うサービスの調整や準備、また新しい介護保険制度の要となる施設『地域包括支援センター』の業務についての計画などを進めております。

○新予防給付の創設

平成 18 年度からこれまでの介護保険制度の給付体制が変わり、新たに「新予防給付」が新設されます。(図 1) 新予防給付に該当するのは、「要支援 1」あるいは「要支援 2」と判定された方です。

この「要支援 1」とは現行の「要支援」と審査判定された方です、そして現行で「要介護 1」と判定されていた方については比較的状态の軽い「要支援 2」と比較的状态の重い「要介護 1」に分かれます。

要介護 2～5 についてはサービスの利用を含めて変更はありません。



(※制度移行期間の暫定措置として、原則的に現行の要介護・要支援認定をすでに受けておられる方については、平成 18 年 4 月 1 日以降も認定有効期間中は現行の介護給付、予防給付でのサービスの利用となります。)

○介護給付と新予防給付の利用について

在宅で「介護保険サービス」を受ける際には、原則としてケアプラン(それぞれの利用者の自立支援に向けて、どの介護サービスをどのようにどれだけ利用すれば良いかの計画)の作成が必要です。

このケアプランの作成は、ほとんどの場合「ケアマネジャー(介護支援専門員)」が行います。制度が改正された後も介護が必要(要介護 1～5)と認定を受ければ、この仕組みは変わりません。(介護給付)

新予防給付については、支援が必要(要支援 1・2)と認定を受けられた方が対象となり利用することができます。さらに「どのような介護予防サービスをどの程度利用すれば良いか」という計画(介護予防プラン)については、平成 18 年度 4 月より新たに設置される「地域包括支援センター」の保健師等もしくは、業務委託を受けた居宅介護支援事業所のケアマネジャーが行うこととなります。

担当の保健師等は、介護予防の計画を作成して、介護予防のサービスを手配するだけでなく「本当にそのサービスを利用することで介護予防の効果が達成されたか」など、サービス提供後も責任を持って定期的にフォローを行い、改善の具合に携わらせて頂きます。

○地域包括支援センター

高齢者などが住み慣れた地域で自立した生活が営めるように、心身の健康の維持、生活の安定、保険・福祉・医療の向上と増進のための必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として新設されるのが「地域包括支援センター」です。

☆詳しくは揖斐川町役場福祉課(22-2111)、揖斐川町総合在宅介護支援センター(旧揖斐川幼稚園)(23-0881)、各地区の在宅介護支援センター、もしくは担当の介護支援専門員ケアマネジャーなどにお尋ねください。